**株式譲渡制限設定につき株券提出公告**

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年六月十七日

広島市南区大州三丁目六番二〇号

株式会社馬場鉄工所

代表取締役　馬場　稔彦

**限定承認公告**

本籍北海道小樽市高島三丁目五番地、最後の住所北海道小樽市新光一丁目一一番一一〇三号ラ・クラッセ新光パークサイド

被相続人　亡　北村　正直

右被相続人は平成二十三年三月十四日死亡し、その相続人は平成二十三年六月二日札幌家庭裁判所小樽支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

北海道小樽市桜三丁目一八番三四七号

限定承認者北村桃子

親権者　北村　朋子

**限定承認公告**

本籍新潟県胎内市宮久八八四番地二三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　若桑　孝

右被相続人は平成二十三年二月十四日死亡し、その相続人は平成二十三年五月三十日新潟家庭裁判所新発田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

山形県西置賜郡小国町大字町原三五九番地

限定承認者　幡本　宗光

**限定承認公告**

本籍秋田県横手市雄物川町沼館下川原二五一番地一、最後の住所神奈川県相模原市南区新戸二五六八番地五　被相続人　亡　宇佐美仁志

右被相続人は平成二十三年三月四日死亡し、その相続人は平成二十三年六月七日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

神奈川県横浜市中区山下町二五六番地ヴィルヌーブタワー横浜関内二〇〇二号　鈴木繁次法律事務所

相続財産管理人宇佐美陽太

代理人弁護士　小野　航平

**限定承認公告**

本籍岐阜県関市植野二三八番地三、最後の住所岐阜県可児市川合二七三二番地四一ルネス五三―一〇一　被相続人　亡　永田　誠

右被相続人は平成二十三年四月十九日死亡し、その相続人は平成二十三年六月八日岐阜家庭裁判所御嵩支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

岐阜県関市桐谷台二丁目二番九号

相続財産管理人　永田瑛理香

**限定承認公告**

本籍愛知県津島市西愛宕町二丁目一七番地、最後の住所愛知県愛西市北一色町証文二六番地二　被相続人　亡　児島　諭

右被相続人は平成二十三年三月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年六月二日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

愛知県愛西市北一色町証文二六番地二

相続財産管理人　児島　邦雄

愛知県一宮市公園通三丁目三〇番六号弁護士法人公園通法律事務所

相続財産管理人　児島邦雄代理人弁護士

鈴木　含美

**限定承認公告**

本籍大阪府泉南市樽井五丁目二一七番地、最後の住所大阪府泉南市樽井四丁目三四番三号　被相続人　亡　山口　有亮

右被相続人は平成二十三年三月九日死亡し、その相続人は平成二十三年六月八日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

大阪府泉南市樽井四丁目三四番三号

相続財産管理人　山口　公寿

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二十八億円減少することにいたしました。なお、社員総会の決議は、平成二十三年六月八日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十一月二十五日

掲載頁　九十頁（号外第二四六号）

平成二十三年六月十七日

東京都港区赤坂三丁目二番三号

アパ大阪高麗橋特定目的会社

取締役　野坂　照光

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を六千七百三十万円減少し、四十四億二千百七十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000150/r42w/

平成二十三年六月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

QW―レッド特定目的会社

取締役　長縄　順一

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、B号優先出資一千三百四十六口を消却することにいたしましたので、当社のB号優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月十九日までに当社にご提出ください。

平成二十三年六月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

QW―レッド特定目的会社

取締役　長縄　順一

**訂正公告**

平成二十三年五月二十五日掲載の合併公告中、「下坊ライスサービス有限会社」とあるは「下坊ライフサービス有限会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年六月十七日

兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号

（甲）伊丹産業株式会社

代表取締役　北嶋　一郎

兵庫県淡路市木曽上一五一二番地

（乙）淡路ガス燃料株式会社

代表取締役　北嶋　一郎

京都府与謝郡与謝野町字石川六三一八番地の一　（丙）加悦谷エルピーガス株式会社

代表取締役　北嶋　一郎

兵庫県三田市上井沢四四―一

（丁）下坊ライフサービス有限会社

代表取締役　北嶋　一郎

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 二七 | 下 | 一七 | 初日以降 | 初日後 |
| 〃 | 〃 | 終りから一二 | | |
| 二九 | 〃 | 〃 | 締結する以前 | 締結する前 |
| 〃 | 〃 | 四 | | |

平成二十三年六月六日掲載の大阪家庭裁判所堺支部に係る平成二十三年（家）第四七六号相続権主張の催告中

（原稿誤り）

一三二二一～三　大阪市中央区北大阪市中央区今浜二丁目2番23号　南都銀行大阪北浜ビル5階

（原稿誤り）

一三二二一～三　大阪市中央区北大阪市中央区今浜2丁目2番2号　南都銀行大阪北浜ビル5階

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十七日付第一二八号一

九二ページ●同日付政府調達第一一二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）